

＜認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例・異議申し立て関係＞

1. 異議を述べることができる者の範囲

- (1) 表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 所有権を有することを疎明する者

2. 必要書類

下記の書類を松川町役場へご提出ください。

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（様式）

※申出書の記載事項は、その後の当事者間での協議を円滑にするため、認可地縁団体に通知されます。

申請不動産に関する登記事項証明書

住民票その他町長が必要と認める書類

次の2点を確認するための書類となります。

- ①異議を述べる者が登記関係者であること
- ②申出書に記載された氏名及び住所

下記のとおり、資格の別ごとに提出書類が異なります。

資格の別	確認事項	①異議を述べる者が登記関係者等であること	②申請書に記載された氏名及び住所
(1) 表題部所有者又は所有権の登記名義人		<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し
(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人		<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本	
(3) 所有権を有することを疎明する者		<input type="checkbox"/> 所有権を有することを疎明するに足りる書類	